平成２４年（フ）第６７号
神奈川県川崎市幸区北加瀬３―19―７　第１小泉マンション408号、開始決定時の住所岡山市北区北方２丁目１番19―510号
破産者　山田悠紀子
１　決定年月日　平成24年９月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４８号
広島県福山市向陽町２丁目２番７号
破産者　被相続人田丸直隆の相続財産
１　決定年月日　平成24年９月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２０年（フ）第１９５号
香川県善通寺市生野町1743番地
破産者　有限会社華らんや
１　決定年月日　平成24年９月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２０年（フ）第１９６号
香川県善通寺市上吉田町４丁目５番１号
破産者　藤田麻希子
１　決定年月日　平成24年９月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第１３号
大分県佐伯市上浦大字浅海井浦3538番地の１
破産者　旭建設有限会社
１　決定年月日　平成24年９月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第３３２号
茨城県土浦市北荒川沖町17番５号　ぽぷらハイツ101
破産者　根本　暢久
１　決定年月日　平成24年９月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第１５３号
茨城県古河市中田1169番地５
破産者　髙橋　陽一
１　決定年月日　平成24年９月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第２５３号
埼玉県本庄市児玉町田端456番地３
破産者　廣瀬　洋次
１　決定年月日　平成24年９月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１４７号
埼玉県児玉郡上里町大字神保原町2045番地２
破産者　福原　正幸
１　決定年月日　平成24年９月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１００８号
札幌市西区西野３条５丁目７番３―101号
破産者　小野　真弘
１　決定年月日　平成24年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６号
茨城県土浦市港町２丁目１番18―303号　サンレイ土浦
破産者　中島　弘美
１　決定年月日　平成24年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第４９号
群馬県甘楽郡甘楽町大字轟431番地
破産者　柴山　敦代
１　決定年月日　平成24年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１１０号
群馬県藤岡市岡之郷638番地４
破産者　吉野　憲昭
１　決定年月日　平成24年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１０４号
埼玉県川越市新宿町６丁目４番地41
破産者　木村昌訓こと　李　　昌立
１　決定年月日　平成24年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１１２号
埼玉県川越市大字鯨井新田23番地２　白金荘Ｆ棟２号室、前住所埼玉県川越市大字今福2874番地２
破産者　樋口　直正
１　決定年月日　平成24年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１７５号
埼玉県入間市大字下藤沢653番地１サンクレスト105
破産者　飯塚　律子
１　決定年月日　平成24年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第５３号
大分県別府市上野口町３番38号　第二藤屋ビル４階402号室、開始決定時の住所神奈川県横須賀市津久井３丁目18番１号
破産者　岡元　哲朗
１　決定年月日　平成24年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第６５８号
神奈川県足柄上郡大井町西大井400番地３　高橋貸家西号、破産手続開始決定時の住所神奈川県秦野市羽根128番地の５
破産者　遠藤　峰雄
１　決定年月日　平成24年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第５号
神奈川県平塚市天沼９番88号　杉山ハイツ103号
破産者　豊福加代子こと　ＴＯＹＯＦＵＫＵ　ＭＡＲＣＩＡ　ＫＡＹＯＫＯ
１　決定年月日　平成24年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部